

告 示

埼玉県告示第四百十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

県税収納データ作成業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部税務課税務D X推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社埼玉りそな銀行 埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号

5 契約金額

(1) 県税（自動車税を除く。）収納データ

13.9円（県税収納金日計表データ入力税抜き1件当たりの単価）

22.2円（県税領収済通知書及び現金領収済報告書データ入力税抜き1件当たりの単価）

8.0円（OCR読み取り税抜き1件当たりの単価）

32.8円（収納データ作成手数料税抜き1件当たりの単価）

5,000円（個人事業税伝送化基本料金税抜き1行当たりの単価）

12,000円（L G W A N回線利用料金税抜き1か月当たりの単価）

7,000円（りそなビジネスダイレクト利用料金税抜き1か月当たりの単価）

(2) 県税（自動車税に限る。）収納データ

22.0円（県税収納金日計表データ入力税抜き1件当たりの単価）

20.0円（県税領収済通知書及び現金領収済報告書データ入力税抜き1件当たりの単価）

8.0円（OCR読み取り税抜き1件当たりの単価）

19.0円（収納データ作成手数料税抜き1件当たりの単価）

6,000円（L G W A N回線利用料金税抜き1か月当たりの単価）

(3) 県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割に係る納入申告データ

36.5円（納入申告書データ入力税抜き1件当たりの単価）

35.8円（納入申告データ作成税抜き1件当たりの単価）

(4) 地方税共通納税システムに係る収納データ

6.0円（収納データ作成手数料税抜き1件当たりの単価）

60,000円（地方税共通納税システムデータ連携料税抜き1か月当たりの単価）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当